

## I C T活用工事（作業土工（床掘））試行要領

### 1. 趣旨

この要領は、さいたま市が発注する建設工事において、I C T活用工事（作業土工（床掘））（以下、「I C T作業土工（床掘）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。

### 2. 対象とする工事

I C T作業土工（床掘）の対象は、I C T土工発注工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事とする。

### 3. I C T作業土工（床掘）

#### 3-1 概要

I C T作業土工（床掘）とは、次の①②③⑤の全ての段階において、I C T施工技術を全面的に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

I C T作業土工（床掘）は、I C T土工の関連施工工種として実施するものとする。

#### 3-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

##### ① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、I C T土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K-G N S Sを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

##### ② 3次元設計データ作成

①で計測した3次元測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用い、3次元MCまたは3次元MG建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工（床掘）においては該当無し

⑤ 3次元データの納品

②による3次元設計データを電子納品する。

#### 4. 発注方式

ICT作業土工（床掘）は単独での発注は行わない。

なお、受注者からの希望により実施するものとする。

#### 5. 工事費の積算

工事費の積算は、次の（1）～（4）による。

（1）発注にあたっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。

（2）受注者は、ICT作業土工（床掘）の実施を希望する場合、契約図書に付された特記仕様書に基づき発注者に協議するものとする。

（3）発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT作業土工（床掘）を実施することができるものとする。

（4）発注者は、ICT作業土工（床掘）の実施を指示した場合、別途定める積算要領に基づき設計変更するものとする。

#### 6. 基準

ICT作業土工（床掘）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

#### 附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。